

兵庫県がん診療連携協議会会則

(設置)

第1条 がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（平成18年2月1日厚生労働省健発第0201004号）に基づき、兵庫県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）に兵庫県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、がん診療に関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域におけるがん診療連携体制等がん医療に係る情報交換に関すること。
- (2) 兵庫県内の院内がん登録データの分析、評価等に関すること。
- (3) 兵庫県における研修計画、診療支援医師の派遣調整に関すること。
- (4) 地域連携クリティカルパスの整備に関すること。
- (5) その他兵庫県のがん対策推進計画等に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) がんセンターの病院長
- (2) 兵庫県の地域がん診療連携拠点病院（別表）の病院長
- (3) 兵庫県の地域がん診療病院（別表）の病院長
- (4) 兵庫県の小児がん拠点病院（別表）の病院長
- (5) 兵庫県医師会長
- (6) 兵庫県歯科医師会長
- (7) 兵庫県薬剤師会長
- (8) 兵庫県看護協会会長
- (9) 兵庫県放射線技師会長
- (10) 兵庫県臨床検査技師会長
- (11) 兵庫県保健医療部長
- (12) 患者団体代表 若干名
- (13) がんセンターの副院長
- (14) その他がんセンターの病院長が必要と認める者 若干名

2 前項第14号の委員は、がんセンターの病院長が委嘱する。

3 第1項第14号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第14号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、がんセンターの病院長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を出席させることができる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会に、協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 協議会の事務は、兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課及びがんセンターの総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成19年5月19日から施行する。

2 この会則施行後、最初に委嘱される第3条第1項第12号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成20年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年5月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年6月28日から施行する。

附 則
この会則は、平成31年4月11日から施行する。

附 則
この会則は、令和2年2月20日から施行する。

附 則
この会則は、令和2年4月9日から施行する。

附 則
この会則は、令和3年4月15日から施行する。

附 則
この会則は、令和5年4月13日から施行する。

別表

兵庫県の地域がん診療連携拠点病院	○神戸 ・国立大学法人 神戸大学医学部附属病院 ・地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター中央市民病院 ・地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立西神戸医療センター ・社会医療法人神鋼記念会 神鋼記念病院 ○阪神 ・独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院 ・兵庫医科大学病院 ・兵庫県立尼崎総合医療センター ・公立学校共済組合 近畿中央病院 ・市立伊丹病院 ○東播磨 ・兵庫県立がんセンター ・加古川中央市民病院 ○北播磨 ・北播磨総合医療センター ○播磨姫路 ・姫路赤十字病院 ・独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター ○但馬 ・公立豊岡病院組合立豊岡病院 ○丹波 ・兵庫県立丹波医療センター ○淡路 ・兵庫県立淡路医療センター
兵庫県の地域がん診療病院	○播磨姫路 ・赤穂市民病院
兵庫県の小児がん拠点病院	○神戸 ・兵庫県立こども病院

新旧対照表

<p style="text-align: center;">(現 行)</p> <p style="text-align: center;">兵庫県がん診療連携協議会会則</p>	<p style="text-align: center;">(改 正 後)</p> <p style="text-align: center;">兵庫県がん診療連携協議会会則</p>
<p>第1条 ～ 第2条 (略)</p> <p>第3条 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) がんセンターの病院長</p> <p>(2) 兵庫県の地域がん診療連携拠点病院 (別表) の病院長</p> <p><u>(3) 兵庫県の小児がん拠点病院 (別表) の病院長</u></p> <p><u>(4) 兵庫県医師会長</u></p> <p><u>(5) 兵庫県歯科医師会長</u></p> <p><u>(6) 兵庫県薬剤師会長</u></p> <p><u>(7) 兵庫県看護協会</u></p> <p><u>(8) 兵庫県放射線技師会長</u></p> <p><u>(9) 兵庫県臨床検査技師会長</u></p> <p><u>(10) 兵庫県保健医療部長</u></p> <p><u>(11) 患者団体代表 若干名</u></p> <p><u>(12) がんセンターの副院長</u></p> <p><u>(13) その他 がんセンターの病院長が必要と認める者 若干名</u></p> <p>2 前項第<u>13</u>号の委員は、がんセンターの病院長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第<u>13</u>号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 第1項第<u>13</u>号の委員に欠損が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条 ～ 第9条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第1条 ～ 第9条 (略)</p> <p>第3条 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) がんセンターの病院長</p> <p>(2) 兵庫県の地域がん診療連携拠点病院 (別表) の病院長</p> <p><u>(3) 兵庫県の地域がん診療病院 (別表) の病院長</u></p> <p><u>(4) 兵庫県の小児がん拠点病院 (別表) の病院長</u></p> <p><u>(5) 兵庫県医師会長</u></p> <p><u>(6) 兵庫県歯科医師会長</u></p> <p><u>(7) 兵庫県薬剤師会長</u></p> <p><u>(8) 兵庫県看護協会</u></p> <p><u>(9) 兵庫県放射線技師会長</u></p> <p><u>(10) 兵庫県臨床検査技師会長</u></p> <p><u>(11) 兵庫県保健医療部長</u></p> <p><u>(12) 患者団体代表 若干名</u></p> <p><u>(13) がんセンターの副院長</u></p> <p><u>(14) その他 がんセンターの病院長が必要と認める者 若干名</u></p> <p>2 前項第<u>14</u>号の委員は、がんセンターの病院長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第<u>14</u>号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 第1項第<u>14</u>号の委員に欠損が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条 ～ 第9条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この会則は、令和5年4月13日から施行する。</u></p>

別表

<p>兵庫県の地域がん診療連携拠点病院</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○神戸 <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人 神戸大学医学部附属病院 ・地方独立行政法人 神戸市民病院機構 神戸市立医療センター中央市民病院 ・地方独立行政法人 神戸市民病院機構 神戸市立西神戸医療センター ・社会医療法人神鋼記念会 神鋼記念病院 ○阪神 <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人 労働者健康福祉機構 関西労災病院 ・兵庫医科大学病院 ・兵庫県立尼崎総合医療センター ・公立学校共済組合 近畿中央病院 ・市立伊丹病院 ○東播磨 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県立がんセンター ・加古川中央市民病院 ○北播磨 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>西脇市立西脇病院</u> ○播磨姫路 <ul style="list-style-type: none"> ・姫路赤十字病院 ・独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター ・<u>赤穂市民病院</u> ○但馬 <ul style="list-style-type: none"> ・公立豊岡病院組合立豊岡病院 ○丹波 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県立丹波医療センター ○淡路 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県立淡路医療センター
<p>兵庫県の小児がん拠点病院</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○神戸 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県立こども病院

別表

<p>兵庫県の地域がん診療連携拠点病院</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○神戸 <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人 神戸大学医学部附属病院 ・地方独立行政法人 神戸市民病院機構 神戸市立医療センター中央市民病院 ・地方独立行政法人 神戸市民病院機構 神戸市立西神戸医療センター ・社会医療法人神鋼記念会 神鋼記念病院 ○阪神 <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人 労働者健康福祉機構 関西労災病院 ・兵庫医科大学病院 ・兵庫県立尼崎総合医療センター ・公立学校共済組合 近畿中央病院 ・市立伊丹病院 ○東播磨 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県立がんセンター ・加古川中央市民病院 ○北播磨 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>北播磨総合医療センター</u> ○播磨姫路 <ul style="list-style-type: none"> ・姫路赤十字病院 ・独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター ○但馬 <ul style="list-style-type: none"> ・公立豊岡病院組合立豊岡病院 ○丹波 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県立丹波医療センター ○淡路 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県立淡路医療センター
<p>兵庫県の地域がん診療病院</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○播磨姫路 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>赤穂市民病院</u>
<p>兵庫県の小児がん拠点病院</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○神戸 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県立こども病院

兵庫県がん診療連携協議会幹事会運営要領

(趣旨)

第1条 兵庫県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）会則（平成19年5月19日制定。以下「協議会会則」という。）第7条第2項の規定に基づき、兵庫県がん診療連携協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 幹事会は、協議会を円滑に運営するため、協議会の協議事項に係る調整等を行う。

(組織)

第3条 幹事会は、次に掲げる者（以下「幹事」という。）をもって組織する。

- (1) 協議会会則第3条第1項第13号の者
 - (2) 地域がん診療連携拠点病院の病院長の推薦した者
 - (3) 地域がん診療病院の病院長の推薦した者
 - (4) 小児がん拠点病院の病院長の推薦した者
 - (5) 兵庫県保健医療部長の推薦した者
 - (6) 兵庫県医師会長の推薦した者
 - (7) 兵庫県指定がん診療連携拠点病院（別表1）の病院長の推薦した者
 - (8) がん診療連携拠点病院に準じる病院（別表2）の病院長の推薦した者
 - (9) その他協議会議長が必要と認めた者
- 2 前項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号の者は、兵庫県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）の病院長が任期2年で委嘱し、再任を妨げない。

(幹事長)

第4条 幹事会に幹事長を置き、前条第1項第1号の者をもって充てる。

- 2 幹事長は、幹事会の任務を掌理する。
- 3 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議・報告)

第5条 幹事会は幹事長が幹事を招集して会議を開く。ただし、やむを得ない理由により幹事が会議に出席することができないときは、その代理者を出席させることができる。

- 2 幹事長は、幹事会の開催後速やかにその結果を協議会議長に報告するものとする。

(部会)

第6条 幹事会に、協議会の活動を展開するため、部会をおく。

- 2 部会の名称、担当業務及びがんセンターの支援組織は、別表3のとおりとする。

(部会長等)

第7条 各部会に部会長を置き、幹事長が指名する者をもって充てる。

2 部会員は部会長の推薦に基づき、がんセンターの病院長が指名する。

(事務)

第8条 幹事会及び部会の事務は、兵庫県保健医療部感染症等対策室 疾病対策課及びがんセンターの総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、幹事会及び部会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月16日から施行する。

附 則
この要領は、平成27年9月17日から施行する。

附 則
この要領は、平成28年4月21日から施行する。

附 則
この要領は、平成29年4月20日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年2月22日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年6月28日から施行する。

附 則
この要領は、平成31年4月11日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年2月20日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年4月9日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年4月15日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年2月17日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年6月16日から施行する。

附 則
この要領は、令和5年2月9日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月13日から施行する。

別表1

兵庫県指定がん診療連携拠点病院	○神戸 ・ 神戸医療センター ○阪神 ・ 県立西宮病院 ・ 西宮市立中央病院 ・ 明和病院 ・ 宝塚市立病院 ○東播磨 ・ 県立加古川医療センター ○北播磨 ・ 西脇市立西脇病院 ○播磨姫路 ・ 県立はりま姫路総合医療センター ○但馬 ・ ○丹波 ・ ○淡路 ・
-----------------	---

別表 2

<p>がん診療連携拠点病院に準じる病院</p>	<p>○神 戸 ・神戸中央病院 ・川崎病院 ・神戸市立医療センター 西市民病院 ・神戸海星病院 ・神戸労災病院 ・済生会兵庫県病院 ・新須磨病院 ・神戸赤十字病院 ・甲南医療センター</p> <p>○阪 神 ・市立芦屋病院 ・三田市民病院 ・川西市立総合医療センター ・兵庫中央病院</p> <p>○東播磨 ・明石医療センター ・明石市立市民病院 ・高砂市民病院</p> <p>○北播磨 ・市立加西病院</p> <p>○播磨姫路 ・姫路中央病院 ・姫路聖マリア病院</p> <p>○但 馬 ・公立八鹿病院・</p> <p>○丹 波 ・</p> <p>○淡 路 ・</p>
-------------------------	--

別表 3

部会名称	担当業務
<p>研修・教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・抗癌剤治療等の専門医療人の養成 ・研修計画 ・診療支援医師の派遣調整
<p>情報・連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供 ・がん医療に関する情報交換
<p>がん登録</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・統計 ・県内のがん登録データ分析・評価
<p>緩和ケア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和医療、ホスピス等との連携体制
<p>地域連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クリティカルパスの整備 ・地域医療連携の推進

新旧対照表

(現 行)	(改 正 後)
兵庫県がん診療連携協議会幹事会運営要領	兵庫県がん診療連携協議会幹事会運営要領
第1条 ～ 第2条 (略)	第1条 ～ 第2条 (略)
<p>第3条 幹事会は次に掲げる者（以下「幹事」という。）をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 協議会会則第3条第1項第<u>12</u>号の者(2) 地域がん診療連携拠点病院の病院長の推薦した者(3) 小児がん拠点病院の病院長の推薦した者(4) 兵庫県保健医療部長の推薦した者(5) 兵庫県医師会長の推薦した者(6) 兵庫県指定がん診療連携拠点病院（別表1）の病院長の推薦した者(7) がん診療連携拠点病院に準じる病院（別表2）の病院長の推薦した者(8) その他協議会議長が必要と認めた者 <p>2 前項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び<u>第8号</u>の者は、兵庫県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）の病院長が任期2年で委嘱し、再任を妨げない。</p>	<p>第3条 幹事会は次に掲げる者（以下「幹事」という。）をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 協議会会則第3条第1項第<u>13</u>号の者(2) 地域がん診療連携拠点病院の病院長の推薦した者(3) <u>地域がん診療病院の病院長の推薦した者</u>(4) 小児がん拠点病院の病院長の推薦した者(5) 兵庫県保健医療部長の推薦した者(6) 兵庫県医師会長の推薦した者(7) 兵庫県指定がん診療連携拠点病院（別表1）の病院長の推薦した者(8) がん診療連携拠点病院に準じる病院（別表2）の病院長の推薦した者(9) その他協議会議長が必要と認めた者 <p>2 前項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、<u>第8及び第9号</u>の者は、兵庫県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）の病院長が任期2年で委嘱し、再任を妨げない。</p>
第4条 ～ 第9条 (略)	第4条 ～ 第9条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略) <u>附 則</u> この要領は、令和5年4月13日から施行する。

別表 1

<p>兵庫県指定がん診療連携拠点病院</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○神戸 ・ 神戸医療センター ○阪神 ・ 県立西宮病院 <ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市立中央病院 ・ 明和病院 ・ 宝塚市立病院 ○東播磨 ・ 県立加古川医療センター ○北播磨 ・ <u>北播磨総合医療センター</u> ○播磨姫路 ・ 県立はりま姫路総合医療センター ○但馬 ・ ○丹波 ・ ○淡路 ・
------------------------	---

別表 1

<p>兵庫県指定がん診療連携拠点病院</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○神戸 ・ 神戸医療センター ○阪神 ・ 県立西宮病院 <ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市立中央病院 ・ 明和病院 ・ 宝塚市立病院 ○東播磨 ・ 県立加古川医療センター ○北播磨 ・ <u>西脇市立西脇病院</u> ○播磨姫路 ・ 県立はりま姫路総合医療センター ○但馬 ・ ○丹波 ・ ○淡路 ・
------------------------	--

兵庫県がん診療連携協議会の組織体制

